

平成25年第1回尾鷲市議会臨時会会議録

平成25年6月21日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成25年6月21日(金)午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 議長選挙について
- 日程第 3 選挙第 2号 副議長選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 発議第 6号 尾鷲市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 8 発議第 7号 尾鷲市議会会議規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 発議第 8号 議会運営委員の選任について
- 日程第10 発議第 9号 常任委員の選任について
- 日程第11 選挙第 3号 紀北広域連合議会の議員の選挙について
- 日程第12 選挙第 4号 三重紀北消防組合議会の議員の選挙について
- 日程第13 選挙第 5号 東紀州農業共済事務組合議会の議員の選挙について
- 日程第14 発議第10号 尾鷲市農業委員会の委員の推薦について
- 日程追加 議案第41号 尾鷲市監査委員の選任について
- 日程第15 議案第40号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
(提案説明、質疑、委員会付託)
- 日程第16 議案第40号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第17 報告第 2号 専決処分事項の承認について(平成24年度尾鷲市一般会計補正予算第8号)
- 日程第18 報告第 3号 専決処分事項の承認について(尾鷲市市税条例の一部改正)
- 日程第19 報告第 4号 専決処分事項の承認について(尾鷲市都市計画税条

例の一部改正)

- 日程第20 報告第5号 専決処分事項の承認について(尾鷲市国民健康保険
税条例の一部改正)
(報告、質疑、討論、採決)
- 日程第21 報告第6号 平成24年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書
について
- 日程第22 報告第7号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)
- 日程第23 報告第8号 専決処分事項について(損害賠償の額の決定)
- 日程第24 報告第9号 財団法人尾鷲市開発公社の平成24年度決算及び平
成25年度事業計画(清算事務)について
- 日程第25 報告第10号 公益財団法人尾鷲文化振興会の平成24年度決算及
び平成25年度事業計画等について
- 日程第26 報告第11号 須賀利巡航船有限会社の清算終了について
(報告、質疑)
- 日程第27 発議第11号 議会運営委員会事務調査に関する決議
- 日程第28 発議第12号 総務産業常任委員会事務調査に関する決議
- 日程第29 発議第13号 生活文教常任委員会事務調査に関する決議
(質疑、討論、採決)

出席議員(13名)

1番 真井紀夫 議員	2番 内山花静 議員
3番 中平隆夫 議員	4番 田中勲 議員
5番 小川公明 議員	6番 瀨中佳芳子 議員
7番 三鬼和昭 議員	8番 南靖久 議員
9番 榎本隆吉 議員	10番 高村泰徳 議員
11番 奥田尚佳 議員	12番 三鬼孝之 議員
13番 村田幸隆 議員	

欠席議員(0名)

説明のため出席した者

市 長	岩 田 昭 人 君
会計管理者兼出納室長	大 倉 令 資 君
市 長 公 室 長	奥 村 英 仁 君
総 務 課 長	大 川 一 文 君
財 政 課 長	上 田 敏 博 君
防 災 危 機 管 理 室 長	大 和 勝 造 君
税 務 課 長	中 森 將 人 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	南 進 君
福 祉 保 健 課 長	下 村 新 吾 君
環 境 課 長	野 田 耕 史 君
商 工 観 光 推 進 課 長	佐 野 憲 司 君
魚 ま ち 推 進 課 長	内 山 洋 輔 君
木 の ま ち 推 進 課 長	小 倉 宏 之 君
建 設 課 長	更 谷 哲 也 君
水 道 部 長	浜 田 一 志 君
尾鷲総合病院事務長	諦 乗 正 君
尾鷲総合病院総務課長	和 田 恭 典 君
尾鷲総合病院医事課長	尾 崎 八 重 子 君
教 育 委 員 長	平 山 豊 君
教 育 長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	川 端 直 之 君
教育委員会生涯学習課長	川 口 清 君
教育委員会学校教育担当調整監	五 味 勝 哉 君
監 査 委 員	桑 原 紘 市 君
監 査 委 員 事 務 局 長	湯 浅 富 士 雄 君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 雅 善
議 事 ・ 調 査 係 長	岩 本 功
議 事 ・ 調 査 係 書 記	松 永 佳 久

〔開会 午前10時00分〕

事務局長（内山雅善君） おはようございます。事務局長の内山です。よろしくお願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

それでは、年長の内山花静議員を御紹介いたします。

内山議員、議長席へお願いいたします。

臨時議長（内山花静議員） おはようございます。ただいま御紹介いただきました内山です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより平成25年第1回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には大変お忙しい中、平成25年第1回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、議員の皆様方には、一般選挙後初めての議会でもありますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

また、先般の市長選挙におきまして、市民の皆様から御支持をいただき、続けて市長の重責を担わせていただくことになりました。2期目では、命のまちづくりをスローガンとして、1期目の取り組みを羽ばたかせていくとともに、子供たちを感染症から守るために風疹ワクチン等の予防接種を無料化するなど、新たなこともできることから一つ一つ行ってまいりたいと考えております。そのためにも熱い思いを持って、引き続き全力で取り組ませていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、今回の臨時会は、「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」の議案1件と「専決処分事項の承認について」を初めとする報告10件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが開会の御挨拶とさせて

いただきます。

臨時議長（内山花静議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

次に、事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（内山雅善君） 本日の臨時会の議題は、当議会の組織、構成に関する案件が多く、また、議案につきましては、不完全な部分がございます。したがって、これらの議案につきましては、今後、朗読の際、氏名などの御記入をお願いいたしたいと思っておりますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

また、本日の議事及び選挙進行予定表を各席上に配付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

臨時議長（内山花静議員） それでは、最初に、議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

次に、日程第2、選挙第1号「議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

臨時議長（内山花静議員） これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（内山花静議員） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

臨時議長（内山花静議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（内山花静議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

臨時議長(内山花静議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、選挙に際しましては、同姓の方がおられますので、その点に御留意の上、投票をお願いします。

それでは、点呼を命じます。

事務局長。

(点呼・投票)

臨時議長(内山花静議員) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(内山花静議員) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に13番、村田幸隆議員、12番、三鬼孝之議員を指名いたします。

それでは、両議員の立ち会いをお願いいたします。

開票いたします。

(開票)

臨時議長(内山花静議員) それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数13票。そのうち有効投票12票、無効投票1票。

有効投票中、高村議員11票、内山議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、高村泰徳議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

臨時議長(内山花静議員) ただいま議長に当選されました高村泰徳議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長に当選されました高村泰徳議員から御挨拶があります。

〔議長（高村泰徳議員）登壇〕

議長（高村泰徳議員） 議長就任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

ただいま皆様の御推挙をいただきまして市議会議長に当選させていただき、まことにありがとうございます。壇上からでございますが、改めて心よりお礼申し上げます。

今こそ議会と執行部は信頼関係を持ち、真摯な議論により、よいことは協力し、是々非々で取り組んでいかなければならないと思っております。また、議会運営に当たっては、公平公正、透明性に努めたいと思っておりますので、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

何分浅学非才の身でありますので、皆様の御指導、御鞭撻を重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

（拍手）

臨時議長（内山花静議員） これで私の職務は終わりました。御協力ありがとうございました。

それでは、高村泰徳議長、議長席にお着き願いたいと思います。

（高村泰徳議長、議長席に着席）

議長（高村泰徳議員） 次に、日程第3、選挙第2号「副議長選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読させます。

（事務局長 朗読）

議長（高村泰徳議員） これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（高村泰徳議員） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

議長（高村泰徳議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

議長(高村泰徳議員) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

選挙に際しましては、同姓の方がおられますので、その点に御留意の上、投票をお願いします。

それでは、点呼を命じます。

(点呼・投票)

議長(高村泰徳議員) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番、奥田議員、9番、榎本議員、お願いします。

開票してください。

(開票)

議長(高村泰徳議員) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票。そのうち有効投票13票、無効投票0票。

有効投票中、田中議員11票、濱中議員2票であります。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、田中議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(高村泰徳議員) ただいま副議長に当選されました田中議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、副議長に当選されました田中議員から御挨拶があります。

田中議員。

[副議長(田中勲議員)登壇]

副議長(田中勲議員) ただいま副議長を拝命いたしました田中勲でございます。

私にとりましては、まことに身に余る光栄でございます。今後は、二元代表制

のもと議長を支え、執行部はもとより議員の皆様の御協力を得ながら、風通しのよい議会運営に努めてまいりたいと思います。

尾鷲市は、現在、宮之上小、輪内中、古戸、瀬木山、矢浜の三つの保育園の改築、九鬼町、曾根町のコミュニティーセンターの建設、また、その後に、三木小、三木里小の改築等々、課題がめじろ押しであります。また、防災・減災問題は待ったなしであり、このことは、まず自助の観点に立って、公が何ができるのか、議会、執行部はもちろんのこと、市民全体で早急に結論を出していかなければなりません。

最後になりますが、今回の同日選挙の結果を受け、私たち議員一人一人が民意をしっかりと受けとめ、一層襟を正していかなければなりません。

以上、簡単ではございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。今後とも、何とぞどうかよろしく願いをいたします。

(拍手)

議長(高村泰徳議員) ありがとうございました。

次に、日程第4、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。議員諸氏の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(高村泰徳議員) ただいま朗読のとおり、議席を指定いたしました。

次に、日程第5、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において1番、真井議員、2番、内山議員を指名いたします。

次に、日程第6、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日だけに決定いたしました。

次に、日程第7、発議第6号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」から、日程第8、発議第7号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」までの発

議 2 件を一括議題といたします。

事務局長をして、発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(高村泰徳議員) なお、発議第 6 号につきましては、議員定数が 13 人となったことに従い委員会構成を変更するためのものであり、この改正条例は本日から施行することにいたしております。

また、発議第 7 号につきましては、本会議での質疑方式を本年の第 1 回定例会より一問一答方式に変更したことに伴い、会議規則の改正を行うものですので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

ただいま議題の発議につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第 7、発議第 6 号「尾鷲市議会委員会条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。よって、発議第 6 号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、発議第 7 号「尾鷲市議会会議規則の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、発議第 7 号につきましては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をして、全員協議会を第二・第三委員会室で開きますので、よろしく願いします。

それでは、暫時休憩をいたします。なお、全員協議会終了後に本会議を再開いたします。

休憩します。

[休憩 午前 10 時 31 分]

〔再開 午前10時55分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第9、発議第8号「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の発議を朗読いたさせます。

議会事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（高村泰徳議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、議会運営委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7名の方々を議会運営委員に選任することに決しました。

次に、日程第10、発議第9号「常任委員の選任について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（高村泰徳議員） お諮りいたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、ただいま朗読のとおり、それぞれの委員に指名いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

それでは、暫時休憩し、議会運営委員会、各常任委員会をそれぞれ開催し、正副委員長の互選をしていただき、その結果を議長まで御報告お願いいたします。

なお、各委員会終了後、全員協議会を開きますので、よろしく申し上げます。

ここで事務局長から、委員会開催につきましての説明がございます。

事務局長。

（事務局長 説明）

議長（高村泰徳議員） それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前 11 時 01 分〕

〔再開 午前 11 時 30 分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開かれ、議会運営委員会、各常任委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、お知らせいたします。

最初に、議会運営委員会では、委員長に村田幸隆議員、同副委員長には濱中佳芳子議員であります。

次に、各常任委員会の総務産業常任委員会では、委員長に三鬼孝之議員、同副委員長には濱中佳芳子議員であります。

次に、生活文教常任委員会では、委員長に内山花静議員、同副委員長には榎本隆吉議員であります。

次に、予算決算常任委員会では、委員長に南靖久議員、同副委員長には濱中佳芳子議員であります。

以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

次に、日程第 11、選挙第 3 号「紀北広域連合議会の議員の選挙について」から、日程第 13、選挙第 5 号「東紀州農業共済事務組合議会の議員の選挙について」までの選挙計 3 件を一括議題といたしたいと思えます。

事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。

事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（高村泰徳議員） お諮りいたします。

ただいま朗読の選挙 3 件につきましては、その選挙の方法を地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選によりたいと思えます。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

それでは、選挙第 3 号、選挙第 4 号並びに選挙第 5 号の選挙 3 件の指名の方法は、議長において指名いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名すること

に決しました。

それでは、紀北広域連合議会の議員には、内山花静議員、中平隆夫議員、南靖久議員、榎本隆吉議員、三鬼孝之議員と私、高村泰徳を指名いたします。

次に、三重紀北消防組合議会の議員には、小川公明議員、南靖久議員、三鬼孝之議員と私、高村泰徳を指名いたします。

次に、東紀州農業共済事務組合議会の議員には、濱中佳芳子議員と三鬼孝之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々をそれぞれ当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの組合議会議員に当選されました。

ただいま、紀北広域連合議会議員、三重紀北消防組合議会議員、東紀州農業共済事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。よろしく願い申し上げます。

次に、日程第14、発議第10号「尾鷲市農業委員会の委員の推薦について」を議題といたします。

本件につきましては、推薦の方法については、従来どおり議長において指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局長をして、お手元に配付の発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(高村泰徳議員) それでは、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、ただいま朗読いたしましたとおり、三鬼孝之議員を指名したいと思います。

ここで、地方自治法第117条の規定により、三鬼孝之議員の退席を求めます。

(三鬼孝之議員 退席)

議長（高村泰徳議員） それでは、お諮りいたします。

尾鷲市農業委員会の委員に三鬼孝之議員を推薦いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、尾鷲市農業委員会の委員に三鬼孝之議員を推薦することに決定いたしました。

三鬼孝之議員の入場を求めます。

（三鬼孝之議員 入場）

ここで、昼食のため休憩します。再開は午後１時といたします。

（「議長、改選してからの確認をしたほうがええで」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ごめんなさい。はい。

それじゃ、休憩します。

〔休憩 午前 11時39分〕

〔再開 午後 1時00分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、諸般の報告がございます。

本日提出されました議案第４１号及び発議３件を各席上に配付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

お諮りいたします。

この際、議案第４１号「尾鷲市監査委員の選任について」を議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第４１号「尾鷲市監査委員の選任について」を日程に追加し、議題といたします。

それでは、地方自治法第１１７条の規定により、ここで三鬼和昭議員の退席を求めます。

（三鬼和昭議員 退席）

議長（高村泰徳議員） 事務局長をして、お手元に配付の議案を朗読いたさせます。事務局長。

（事務局長 朗読）

議長（高村泰徳議員） ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説

明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」を御説明いたします。

本市監査委員は、議会の同意を得て、識見を有する者1名及び議会議員のうちから1名を選任いただいておりますが、去る6月9日に尾鷲市議会議員一般選挙が執行され、市議会議員が改選されたことに伴い、新たに三鬼和昭氏を尾鷲市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」は、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

議案第41号「尾鷲市監査委員の選任について」、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（高村泰徳議員） 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第41号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、三鬼和昭議員の入場を求めます。三鬼議員、どうぞ。

（三鬼和昭議員 入場）

議長（高村泰徳議員） 次に、日程第15、議案第40号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第40号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」であります。これは平成21年9月1日から平成25年6月30日までの間、市長の給与月額20%、期末手当を10%削減してきておりますが、引き続き平成25年7月1日から平成29年6月30日まで、期間を定めて同率で削減しようとする条例の一部改正であります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 御異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第40号は、所管の常任委員会に付託することにしました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において総務産業常任委員会を開催していただきます。

なお、委員会終了後、本会議を再開していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、休憩いたします。

〔休憩 午後 1時07分〕

〔再開 午後 1時23分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16、議案第40号「市長の給与等に関する条例の特例を定める

条例の一部改正について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔 1 2 番（三鬼孝之議員）登壇 〕

1 2 番（三鬼孝之議員） 私ども総務産業常任委員会へ付託されました議案第 4 0 号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」の 1 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本日午後 1 時 1 0 分より、市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第 4 0 号につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

8 番、南議員。

8 番（南靖久議員） 先ほど総務産業常任委員長のほうから、議案第 4 0 号の議決についての委員会の審査並びに結果が報告されたわけなんですけれども、私、傍聴をしなかったものですから、1 点お聞きしたいのは、今回、市長が提案理由の説明の中で、給与を 2 0 %、それから手当 1 0 % を 4 年間にわたってカットするということですが、この率で、年間を通したら幾らの金額が削減されるのか、そういった議論がなされたのか、なされなかったのか、お聞きをいたします。

議長（高村泰徳議員） 三鬼孝之委員長。

1 2 番（三鬼孝之議員） ただいま南議員から質疑ございましたけれども、議案第 4 0 号につきましては、質疑される方はなかったです。なかったですけども、私の把握しておるところによりますと、市長給与の 2 0 % 減額によって年間 2 1 6 万円減額、それから、期末手当が 2 回分で 1 0 % 減額ということで 3 5 万 5 , 5 0 0 円、合計で 2 5 1 万 5 , 5 0 0 円が減額されるようでございます。

以上です。

議長（高村泰徳議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第16、議案第40号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（高村泰徳議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、報告第2号「専決処分事項の承認について（平成24年度尾鷲市一般会計補正予算第8号）」から日程第20、報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの報告計4件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました専決処分事項の承認についての報告は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、報告案件について御説明いたします。

報告第2号から報告第5号の「専決処分事項の承認について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

まず、報告第2号「専決処分事項の承認について（平成24年度尾鷲市一般会計補正予算第8号）」につきましては、歳入では、地方交付税、地方贈与税等の額の確定、農林水産業費国庫補助金の事業費の確定による減額、市債の借入額の確定による減額などであります。

歳出では、尾鷲市開発公社解散に伴う債務保証金額の確定による減額、水産業強化対策施設整備補助金の事業費の確定による減額及び財政調整基金への基金積立金などによるものであります。

これにより、歳入、歳出にそれぞれ8,404万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億4,054万6,000円とする歳入歳出予算の補正、借入額の確定に伴う地方債補正であります。

次に、報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、主な改正点といたしましては、個人住民税の給与報告書や公的年金等の支払報告書の提出義務がある者で、給与所得以外の所得及び公的年金以外の所得のない者については、申告時に過去の記載を省略できるよう簡素化し、また、国税の見直しに合わせ、地方税にかかる延滞金、還付加算金の利率を引き下げたものであります。

次に、報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、改正点といたしましては、地方税法を引用する条項が改正されたことに伴う条文の整理であります。

次に、報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、改正点といたしましては、国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一の世帯に属する国民健康保険税について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1を軽減する措置を講じ、また、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までの間に限り、当該移行したものを含めて算定することとしている措置を恒久化するものであります。

以上、報告第2号から第5号までの御説明とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高村泰徳議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高村泰徳議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

日程第17、報告第2号「専決処分事項の承認について(平成24年度尾鷲市一般会計補正予算第8号)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第18、報告第3号「専決処分事項の承認について(尾鷲市市税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(高村泰徳議員) 挙手多数。

挙手多数であります。よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第19、報告第4号「専決処分事項の承認について(尾鷲市都市計画税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第20、報告第5号「専決処分事項の承認について(尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、報告第5号は承認されました。

次に、日程第21、報告第6号「平成24年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」から日程第26、報告第11号「須賀利巡航船有限会社の清算結了について」までの報告6件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 次に、報告第6号「平成24年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、日本経済再生に向けた緊急経済対策のため、平成25年2月26日に国の平成24年度補正予算（第1号）が成立し、本市においても、新規にエリアワンセグシステム基盤整備事業等が認められ、また、輪内中学校及び宮之上小学校耐震整備事業も前倒し実施が認められるなど、追加の公共投資が認められたことから、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成24年度尾鷲市一般会計の繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越し、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、本年2月に本市職員が市内にて公用車を運転中、後方確認を怠り、停止中の原付バイクに接触し車両を損傷させたことから、平成25年3月22日に損害賠償額を3万1,710円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましても、この5月、本市職員が市内にて公用車を運転中、駐車場に駐車していた相手方の車に接触し車両を損傷させたことから、平成25年5月21日に損害賠償額を21万6,982円と決定すべく、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第9号「財団法人尾鷲市開発公社の平成24年度決算及び平成25年度事業計画（清算事務）について」につきましては、去る3月25日の理事会において、3月31日をもって解散するに当たり、理事会の同意を得、清算人の承認を行いましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出させていただくものであります。

それでは、最初に、平成24年度事業報告及び決算について御説明いたします。

平成24年度事業報告及び決算の1ページをごらんください。

事業報告書であります。1、用地取得事業につきましては、ございません。

2、用地売却事業につきましては、中央町425番1の土地、414.94平方メートルについて売却を行いました。

3、その他、（1）用地管理についてであります。中央町用地につきまして

は、さきに述べた売却までの間、一部有償貸し付けを実施いたしました。また、瀬木山用地につきましても、一部有償貸し付けを行うとともに、通年管理も含め、尾鷲市社会福祉協議会への一部無償貸し付けを実施しており、駅前広場用地につきましても、例年同様、通年管理を行っております。

なお、尾鷲市開発公社は、本年3月31日をもって寄附行為に定める存続期間の満了により解散いたしました。その解散に当たり、伊勢農業協同組合からの長期借入金について、本市より損失補償契約に基づく代位弁済を行っており、公社が保有する土地、建物については、その代物弁済として市に移管しております。

次に、決算について御説明いたします。

2ページをごらんください。正味財産増減計算書であります。

まず、一般正味財産増減の部でございますが、1、経常増減の部の基本財産運用益から雑収益までの経常収益計は3,159万5,797円で、その内訳といたしまして、基本財産運用益として、基本財産受取利息が1,157円。これは、基本財産である引当預金及び定期預金利息です。また、基本財産受取配当金1,100円は、投資有価証券の配当金であります。

次に、固定資産売却益2,780万円につきましても、中央町用地の一部売却による土地売却益でございます。

受取補助金等の受取尾鷲市補助金300万8,875円につきましても、長期借入金利息への充当金です。

使用料収入の土地使用料収入78万3,960円は、瀬木山用地の一部貸付収入12万円と駐車場用地として貸し付けをしている中央町用地の66万2,160円、携帯電話会社への貸付料1,800円です。

雑収益は、普通預金受取利息の705円であります。

次に、経常費用でございます。

管理費の役員報酬支出から雑費までの経常費用計は449万9,773円で、内訳は、役員報酬支出が5万9,400円、開発公社解散に当たり作成が必要となった清算計画書の確認を依頼した弁護士、税理士、司法書士への謝金として諸謝金支出19万9,500円、租税公課として、法人県民税2万円のほか契約書印紙等で合計4万1,900円の支出となっております。

次の支払負担金13万2,000円は、公益法人協会会費、支払利息300万8,875円は、長期借入金の支払利息、雑費105万8,098円は、清算計画書策定に際して開発公社が保有する土地、建物の不動産鑑定手数料95万5,0

50円のほか、中央町用地売却に伴う測量登記手数料9万9,898円等による支出です。

以上、経常収益計3,159万5,797円から経常費用計449万9,773円を差し引いた額2,709万6,024円が当期経常増減額であります。

次に、2、経常外増減の部です。

経常外収益として、開発公社の長期借入金に対する損失補償として、市からの補償金収入3億5,000万円、経常外費用として、土地、建物それぞれについて鑑定評価による評価損及び市への代物弁済による減損損失が発生しており、建物減損損失として929万2,480円、土地減損損失として3億7,058万7,600円を計上しております。

なお、減損損失の内訳につきましては、5ページの財務諸表に対する注記に記載させていただいております。

以上、経常外増減の部につきましては、経常外収益計3億5,000万円から経常外費用計3億7,988万80円を差し引いた額、マイナス2,988万80円が当期経常外増減額であります。

したがって、当期一般正味財産増減額はマイナス278万4,056円となり、一般正味財産期首残高327万4,259円に当期の増減額を加えました49万203円が一般正味財産期末残高であります。

次に、3ページの貸借対照表をごらんください。

資産の部であります。

1、流動資産といたしまして、普通預金が44万5,203円に、固定資産は、(1)基本財産として投資有価証券4万5,000円で、資産合計は49万203円であります。

次の負債の部につきましては、長期借入金の返済を終えておりますので、負債なしとなり、先ほどの資産合計との差し引き49万203円が正味財産となりますので、負債及び正味財産合計と資産合計額が一致しております。

次に、4ページの財務諸表に対する注記であります。1、重要な会計方針、2、基本財産及び特定財産の増減額及びその残高等に加え、正味財産増減計算書の際に御説明させていただきました減損損失の内訳について記載しております。

次に、5ページの財産目録をごらんください。先ほど御説明いたしました貸借対照表の詳細です。

1、流動資産の現金預金は、普通預金として伊勢農業協同組合尾鷲支店に44

万5,203円を預け入れしております。次に、3、固定資産の基本財産であります。投資有価証券が紀北信用金庫に1万円、伊勢農業協同組合に3万5,000円で、合わせて4万5,000円となっております。

また、負債の部につきましてはございませんので、正味財産の合計は49万203円となっております。貸借対照表と同額となります。

6ページをごらんください。

当会社が所有する期首の土地3カ所の用地につきましては、中央町用地の一部売却に加え、長期借入金補償に対する代物弁済として、残りの土地を市へ移管しておりますので、期末時点の事業用土地はなしとなっております。

7ページには、監事による監査報告書を添付させていただいております。

続きまして、開発公社の解散に伴う清算事務についてであります。清算年度となる平成25年度の事業計画を1ページに、清算のための予算として正味財産増減計算書及び貸借対照表を2ページ以降にお示しさせていただきました。

本会社につきましては、平成25年3月31日をもって寄附行為に定める存続期間満了により解散となりましたので、翌日より清算のための年度として、清算人に北村都志雄氏、久保忠利氏を選任し、現在、清算に向けた事務手続を進めております。

1ページの事業計画書をごらんください。

1、用地取得計画、2、用地売却計画は、ございません。3、その他の清算事務として、現務の結了と、現在財産として残っております有価証券の処分を行い、清算結了する予定となっております。

次に、2ページの正味財産増減計算書をごらんください。

記載のうち、当年度予算額の御説明をいたします。

1、経常増減の部では、経常収益として、基本財産運用益の基本財産受取配当金として、紀北信用金庫の有価証券より配当金400円、雑収益として、受取利息397円により経常収益計797円、経常費用として、管理費において役員報酬支出5万2,800円、租税公課2万5,000円、雑費として官報への解散広告掲載料10万円を含めた41万3,200円を計上し、経常費用計が49万1,000円となっております。

以上より当期経常増減額は、経常収益計797円から経常費用計49万1,000円を差し引いたマイナス49万203円となります。

次に、2、経常外増減の部につきましては、本年度収支はございません。した

がしまして、先ほどの経常収益から経常費用を差し引いた額マイナス49万203円が当期一般正味財産増減額となり、これに一般正味財産期首残高49万203円を加えまして、正味財産期末残高0円となります。

次に、3ページの貸借対照表でございますが、本年度で清算終了を行うため、資産の部、負債の部、正味財産の部、ともに0円となっております。

以上をもちまして、報告第9号「財団法人尾鷲市開発公社の平成24年度決算及び平成25年度事業計画（清算事務）について」の御説明とさせていただきます。

次に、報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成24年度決算及び平成25年度事業計画等について」につきましましては、決算数値の精査を終え、決算処理が整い、理事会の承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出させていただくものであります。

それでは、報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成24年度決算及び平成25年度事業計画等について」、御説明いたします。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

平成24年度事業報告及び決算の1ページをごらんください。財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的、基本財産、事業内容、役員構成が記載されており、これに基づき運営しております。

2ページ、3ページには、平成24年度事業報告として、理事会及び運営委員会の開催状況について記載させていただいております。

次に、4ページをごらんください。

文化会館の管理運営の状況であります。来館者数につきましては、下段の表のとおり合計2万8,228人で、昨年度と比べ1,152人の減となっております。大ホールが3,002人の減で、小ホールは1,850人の増となっております。

5ページには、催物別利用状況を記載させていただいております。

次に、6ページ、7ページをごらんください。

これは、本振興会が主催した事業であります。コンサート等2回、映画が6回、せぎやま倶楽部の発表が2回、それに平成24年度は、尾鷲節コンクールと夢舞台発表会並びに尾鷲市防災フェアを行い、計13回の事業を実施しております。

次に、8ページの収支決算書をごらんください。

まず、収入の部で、基本財産運用収入決算額が1万2,452円、これは、定期預金利息収入であります。

次に、事業収入決算額が1,310万5,320円で、内訳といたしましては、自主事業による入場料収入が661万3,874円、刊行物等販売収入が26万1,436円、これは自販機売捌手数料及び刊行物等物販手数料であります。貸館利用料収入が623万10円となっております。

次に、雑収入決算額は、公衆電話通話料等の3,170円であります。

管理受託収入決算は4,899万円、これは、尾鷲市との受託契約に基づく受託収入であります。

前期繰越金46万9,652円、説明欄に記載のとおり、事業費繰越金32万1,637円は事業費として積み立てており、管理費繰越金14万8,015円は補正予算に計上し、公益法人移行に伴う消耗品費等に充当しております。

以上、収入合計決算額は6,258万594円であります。

次に、9ページの支出の部の事業費をごらんください。これは、自主事業に係る経費であります。

決算額の欄をごらんください。

このうち主な支出といたしましては、消耗品費62万2,071円、舞台用消耗品等購入費で、印刷製本費33万7,692円は、チケット、ポスターの印刷代等であります。賃借料183万1,938円につきましては、映画フィルム等賃借料であります。

次に、委託費の914万4,100円は、自主事業の公演委託料、プロダクション等であります。宣伝広告費の26万7,000円は、新聞広告掲載料等であります。

以上、事業費決算合計が1,282万337円となります。

次に、10ページの管理費をごらんください。この費用は、文化会館の維持管理に係る経費であります。

主な支出といたしましては、職員1名分の給料手当が661万783円、臨時雇用賃金894万6,161円は、嘱託職員4名分の賃金であります。

次に、修繕費47万5,105円は、会館設備の修繕料であります。光熱水費989万253円は、説明欄にありますように、会館の水道・電気代が主な支出であります。委託費1,364万2,009円は、会館設備の保守管理業務委託費であります。

以上、管理費決算額合計が4,738万386円となります。

なお、未払金につきましての詳細は、12ページに記載させていただいております。

11ページの特定預金支出ですが、決算額は、職員1名分の退職手当積立預金支出58万6,627円と事業費等積立預金支出32万1,637円、固定資産取得支出が30万5,340円となり、事業費、管理費の決算額と合わせた支出額合計は6,141万4,327円となり、収支差額は116万6,267円となります。

この収支差額からさらに法人税等納付額を差し引いた額77万6,467円が、次年度への繰越金となります。

12ページにつきましては、3月31日現在の未収金1万3,497円、未払金50万2,150円、未払消費税等90万円の内訳を記載させていただいております。

次に、13ページの貸借対照表をごらんください。

、資産の部ですが、1、流動資産と2、固定資産を合計した資産合計は4,904万397円で、負債の部では、1、流動負債と2、固定負債を合計した負債合計が1,002万9,927円となり、資産合計から負債合計を差し引いた額3,901万470円が正味財産となり、負債及び正味財産合計と資産合計が一致するものであります。

次のページ、正味財産増減計算書ですが、1、経常増減の部の基本財産運用益から管理受託収益までの経常収益計が6,211万942円であります。経常費用につきましては、事業費から、次のページにまたがりませんが、管理費までの経常費用計が6,170万8,690円となり、経常収益計から経常費用計を差し引いた額40万2,252円が当期経常増減額となります。

この当期経常増減額に一般正味財産期首残高3,860万8,218円を加えますと、正味財産期末残高は3,901万470円となり、13ページ、貸借対照表の正味財産合計と同額となります。

次に、16ページには、財務諸表に対する注記として、重要な会計方針と基本財産及び特定財産の増減額及びその残高の内訳を記載しております。

基本財産の定期預貯金3,000万円は、ごらの金融機関に預貯金されております。特定資産の当期増加額は90万8,264円で、当期末残高合計は4,579万6,484円となります。

次に、17ページは、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の内訳であります。

次に、18ページは、財産目録ですが、貸借対照表の詳細となります。

、資産の部で、流動資産合計235万3,279円と固定資産合計4,668万7,118円を合わせた資産合計は4,904万397円であります。、負債の部では、流動負債合計157万6,812円と固定負債合計845万3,115円を合わせた負債合計は1,002万9,927円となり、資産合計から負債合計を差し引いた正味財産は3,901万470円となります。

19ページから21ページは、先ほど御説明いたしました収支決算書を公益法人会計における内部管理事項についてに示された様式で表記したものであります。

22ページにつきましては、収支計算書に対する注記を記載しております。

次に、23ページには、5月30日に実施しました監査報告書を添付しております。

続きまして、公益財団法人尾鷲文化振興会の平成25年度事業計画及び予算について御説明いたします。

1ページをごらんください。公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

尾鷲文化振興会は、民法第33条（旧民法第34条）により財団法人として平成3年10月23日に設立され、平成25年4月1日、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定められた公益財団法人に移行しております。設立目的、基本財産、事業内容、役員構成は記載のとおりであります。

2ページをごらんください。

平成25年度の基本方針を記載させていただいております。

3ページ、4ページには、平成25年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

5ページをごらんください。

本年度の自主事業ですが、音楽コンサートやせぎやま倶楽部の文化展、11月には、尾鷲市民文化会館20周年事業、その他発表会並びに映画会等を中心とした計画となっております。

次に、6ページをごらんください。

平成25年度収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用収入1万円、定期預貯金利息収入であります。事業収入1,536万円は、入場料等収入806万円、貸館利用料収入700万円が主なものであります。

次に、管理受託収入4,899万円、これは、尾鷲市との委託契約に基づく受託収入であります。

収入合計は6,436万7,000円であります。

次のページ、支出の部、事業費ですが、文化振興会が実施します自主事業に係る経費であります。

このうち主な支出といたしましては、賃借料197万8,000円、委託費が1,109万8,000円、それぞれ説明欄のとおりであります。

事業費予算合計は1,536万5,000円となり、前年度と比べ236万円の増となります。

次に、8ページをごらんください。

管理費ですが、これは、会館の維持管理に係る経費であります。

そのうち主なものは、給料手当701万8,000円、福利厚生費246万7,000円は、職員1名の給料手当、社会保険料等が主なものであります。臨時雇用賃金971万4,000円は、嘱託職員4名分の賃金であります。光熱水費1,032万円、委託費1,373万円につきましては、それぞれ会館の水道料、電気料、保守管理業務委託費であります。管理費予算合計は4,827万4,000円となり、前年度と比べ13万9,000円の減であります。

9ページの特定預金支出であります。退職給与引当預金支出ほか積立金支出の合計で72万8,000円となり、支出合計は6,436万7,000円となります。

10ページから12ページは、公益法人会計基準で表記したものです。

以上をもちまして、報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の平成24年度決算及び平成25年度事業計画等について」の御説明とさせていただきます。

続きまして、報告第11号「須賀利巡航船有限会社の清算終了について」につきましては、平成25年4月30日をもって清算終了となりましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出させていただくものであります。

それでは、報告第11号「須賀利巡航船有限会社の清算終了について」、御説明いたします。

この報告は、本市が須賀利巡航船有限会社に、資本金300万円のうち3分の2の200万円を出資していたことから、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき同社の清算状況を報告するものであります。

また、須賀利巡航船は、昨年9月30日をもって運行を終え、清算人谷口昇氏において同社の清算手続が行われ、5月10日に閉鎖の登記も完了しております。

それでは、お手元の清算収支計算書をごらんください。

まず、右側の収入欄につきましては、受取利息が320円、次の補助金収入の438万5,062円の内訳は、三重県補助金が388万5,062円、尾鷲市補助金が50万円であります。負担金7万5,063円につきましては、平成24年度第22期の法人市民税等に係る須賀利区負担金であります。雑収入40万6,123円につきましては、棧橋2基の売却収入27万501円などが含まれております。固定資産売却益147万2,544円につきましては、巡航船すがり丸の売却収入で、競売の落札価格150万円から残存価額2万7,456円を差し引いた金額であります。

以上、収入合計は633万9,112円であります。

一方、左側の支出欄につきましては、法定福利費22万9,172円、通信費2万9,443円、水道光熱費3,181円、租税公課4万5,012円、支払手数料2,676円、修繕費の4万1,905円につきましては、巡航船すがり丸の油漏れに伴う修繕費であります。

次の減価償却費は8,456円、雑費の88万2,894円につきましては、尾鷲待合所解体費用46万4,100円、須賀利切符売り場撤去費用11万1,300円などが含まれております。法人税等79万6,600円につきましては、国税の法人税45万4,900円、復興特別法人税4万5,400円、県税の法人県民税、事業税、地方法人特別税を合わせた21万1,400円、市税の法人市民税8万4,900円であります。

そして、収入から支出を差し引いた当期利益が429万9,773円でありました。

次に、清算収支計算書の欄外にあります残余財産の処分についてであります。当期利益429万9,773円に対しまして、前年度の第22期末純資産の部の合計がマイナス409万1,530円であったことから、残余財産は、次ページの貸借対照表のとおり、その差額の20万8,239円でありました。

この残余財産につきましては、須賀利巡航船有限会社への出資割合に応じ、本

市へ3分の2の13万8,826円、須賀利区へ3分の1の6万9,413円が分配されております。

なお、須賀利区への分配金6万9,413円につきましては、須賀利区からの出資金100万円の原資が平成3年度に本市が須賀利区に交付した補助金であったことから、6万9,413円全額が須賀利区より本市へ納入されております。

これらの歳入につきましては、平成25年度尾鷲市一般会計補正予算(第2号)に計上することにしております。

以上をもちまして、報告第11号「須賀利巡航船有限会社の清算終了について」の御説明とさせていただきます。

以上、報告6件についての御説明とさせていただきます。

議長(高村泰徳議員) 以上で説明は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

今のところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

12番、三鬼孝之君。

12番(三鬼孝之議員) 報告事項ですから簡潔に行いますけども、報告第9号「財団法人尾鷲市開発公社の平成24年度決算及び平成25年度事業計画(清算事務)について」、市長の報告はよくわかりましたけれども、補足的にちょっと教えてほしいんですが、まず1点が、補正第7号だったかな、改選前の議会で第三セクター等の改革推進債を3億9,000万払うという説明がありまして、今回、8号で4,000万減額しておりますね。

そして、これ、7号で利息計上しておると思うんですけども、4,000万借入れが減ることによって当然支払利息が減ると思うんですけども、その辺の処置はどうされるんかということと、それと、24年の4月1日から25年の3月31日の事業報告及び決算書の2ページ、一般正味財産増減分の ですか、固定資産売却益、土地売却益という勘定科目で2,780万が載っておるんですが、これは土地を売り上げた全額なんですね。それで、土地売却益となると、一般企業会計から言いますと、帳簿価額より高く売ったら益が出る、帳簿価額より下がって売った場合損が出るわけですね。その辺の土地売却益という、この辺の勘定科目がちょっと違和感があるような気がするんですね。

これでいろいろと、公益法人ですからいろいろ解釈があるんでしょうけども、特に今回は清算するというような意味の中でこういう科目になっておるんかどうかわかりませんけれども、通常取引からいくと、売却益というのは、今言うた

ように損か益かの表示だと思うんですが、こういう科目になったいきさつというのをちょっと御説明願いたいんですけども、よろしく願いいたします。

議長（高村泰徳議員） 総務課長。

総務課長（大川一文君） 先に、正味財産のほうの土地売却益のところなんですけども、確かに議員さんおっしゃるように、中央町の用地を売却した分については、2,780万につきましては収入額であります。本来であれば帳簿との差額を売却益または売却損で表記するところですが、今回は土地の売却後、尾鷲市に残地を代物弁償として移管し、公社としての固定資産をゼロにして解散するという処置が発生することから、中央町用地の簿価との差額についても、残地の評価額と一緒に経常外費用の土地減損損失に計上させていただきました。その説明としまして、4ページの財務諸表に対する注記の5の損益関係に内訳を掲載させていただいております。

土地売却益という表現につきましては、議員さん御指摘のように、誤解を招くような表現であったと思いますが、公益法人会計基準の運用指針にあります正味財産増減計算書に係る科目及び取扱要項に記載のある科目名称の中には、この収入額というのはありませんで、専門家のほうにも相談させていただいたんですけども、科目名を土地の益ということで選定させていただきました。それで御理解をお願いします。

それから、4,000万の差額の利息については、今のところ回答できませんので、また後ほど回答させていただきたいと思うんですけどよろしいでしょうか。

議長（高村泰徳議員） 12番、三鬼孝之議員。

12番（三鬼孝之議員） 土地の売却益のほうは清算事務で、特殊な例ですからよくわかりますけども、専門家にお聞きしたというのは、専門家というのは、お隣に公認会計士さんがおりますけど、税理士さんなのか、公認会計士さんなのか、その辺はどんなのですか。

それと、今の4,000万の借り入れが減ることによって利息の処置をどうするかというのは、財政課と何も詰めていないの。きっと、報告事項ですから、きょう承認をもらうんでしょう。承認をもらうに当たって、その辺をきちっと説明しやんと承認してもらえるのかな。その辺、どうですか。

議長（高村泰徳議員） 総務課長。

総務課長（大川一文君） まず、先ほどの専門家ということなんですけど、うちのほうでお願いしています税理士さんのほうに相談をさせていただきまして、こうい

う形でということで回答させてもらうということに、益という形にさせていただきました。

議長（高村泰徳議員） 財政課長。

財政課長（上田敏博君） 一般会計のほうの4,000万の起債、借り入れ、減額に対する利子の発生なんですけども、まだ借りていなかったということで、3億9,000万で予定しておったのは3億5,000万で借り入れるということで。利息の発生は来年度以降になるということで、予算上は訂正するという事は発生しておりません、今回。

議長（高村泰徳議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） 来年ということは、26年度という意味ですか。もう25年度で借りるんでしょう、これ。もう清算しておるんやで。

ですから、これが上がっておるじゃないですか、補償金の収入で3億5,000万。25年の3月31日で載っておるんですよ、これ。市が借り入れる金額、補償金の収入で3億5,000万。既にこれは借り入れをしておるんじゃないの。この日付は間違っておるんですか、25年の3月31日というのは。もう3カ月済んでおるんですよ、3カ月。今の財政課長の答弁はちょっとおかしくなるやろう、そういう意味からいくと。その辺をきちっと説明してください。

議長（高村泰徳議員） 財政課長。

財政課長（上田敏博君） この予算につきましては、24年度の補正で3億5,000万を借るということで、3億9,000万を借る予算でございましたけれども、3億5,000万を借りるということで、うちが起債を借りて、それから、開発会社のほうへ出すということで。それで、利子の発生としましては、うちの起債のほうで発生するんですけれども、25年度の返還分から発生するというで、24年度の予算では利息の部分は発生しておりません。

議長（高村泰徳議員） 12番、三鬼議員。

12番（三鬼孝之議員） じゃ、25年のいつから上がるの、これ。25年の一般会計のほうは。

議長（高村泰徳議員） 財政課長。

財政課長（上田敏博君） 25年度の予算としましては、起債額が確定した時点で改めて、当初予算は済んでおりますので、補正なりで調整していくことになると思います。

議長（高村泰徳議員） ほかに。

11番、奥田議員。

11番（奥田尚佳議員） 報告第9号「財団法人尾鷲市開発公社の平成24年度決算及び平成25年度事業計画について」、1点わからないところがあるので教えてくださいんですけども、この事業報告及び決算の3ページのところで、貸借対照表なんですけども、投資有価証券が4万5,000円上がっておりまして、当年度も前年度も上がっておりますよね。それで、平成25年度の事業計画及び予算のほうの3ページで、同じく貸借対照表のところで、当年度のほうがゼロというのはわかるんですけど、前年度のところも投資有価証券がゼロになっているのが、私にはちょっと理解できないので教えてくださいませんか。

議長（高村泰徳議員） 総務課長。

総務課長（大川一文君） 確かにおっしゃるように、前年度の貸借対照表のところに4万5,000円ですか、上げるべきだと思うんですけど、もう一回確認させていただきたいんですけど。申しわけないんですが。

議長（高村泰徳議員） 暫時休憩します。

〔休憩 午後 2時23分〕

〔再開 午後 2時33分〕

議長（高村泰徳議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（岩田昭人君） 申しわけありません。ミスをしておりまして、貸借対照表の3ページと財務諸表に対する注記の4ページ、二つミスがありますので、これを差しかえさせていただきたいと思います。申しわけありません。

議長（高村泰徳議員） 総務課長。

総務課長（大川一文君） 先ほど奥田議員さんのほうから指摘がありました平成25年8月31日現在の貸借対照表の2番の固定資産、投資有価証券のところはゼロとなっていました。4万5,000円に訂正させていただきました。合計も、一般正味財産のところを49万203円、それから、正味財産、それ及び負債及び正味財産合計のところも49万203円と。それから、下から3番目の当期正味財産増減額につきましても、マイナスの49万203円ということで訂正させていただいて、差しかえさせていただきたいと思います。

それと、それに伴いまして、4ページのほうの財務諸表に対する注記の2番のところなんですけど、この項目に関しましても投資有価証券のところはゼロになっていますので、これを4万5,000円、前期末残高を4万5,000円、当期

増加額ゼロで、当期減少額を4万5,000円と。合計も同じくそういうふうに訂正させていただきたいと思います。

済みません、よろしく申し上げます。

(「そうしたら、8月31日の貸借対照表は、有価証券が残っておるということ」と呼ぶ者あり)

総務課長(大川一文君) 最終的には、当期末残高のほうは3番のほうはゼロになります。最初のほうは、当初の前期末の残高を書くことになっていますので。

議長(高村泰徳議員) 奥田議員、それで了解してくれますか。

議長から一言言います。今後、こういうことのないように、ちゃんと精査して出してください。

市長。

市長(岩田昭人君) 申しわけありません。十分注意して、今後の資料制作に努めますので、今回につきましては、お許しを願いたいと思います。

議長(高村泰徳議員) わかりました。

南議員。

8番(南靖久議員) 今の、説明してもろうたのはわかるんですけど、あっさり承認をもらってから差しかえするんですか。今の口頭報告だけで、僕らは認めてくれということなんですか、それやったら。文書の差しかえはどうなるんですか。

総務課長(大川一文君) 今、用意していますので、今すぐ配らせていただきます。済みません。

議長(高村泰徳議員) 配ってください。差しかえしてください。

(資料配付)

議長(高村泰徳議員) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

ただいまの議題につきましては、報告案件であるため、これをもって終結いたします。

次に、日程第27、発議第11号「議会運営委員会事務調査に関する決議」についてから日程第29、発議第13号「生活文教常任委員会事務調査に関する決議」についてまでの発議計3件を一括議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の発議を朗読いたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(高村泰徳議員) お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高村泰徳議員) 御異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

最初に、日程第27、発議第11号「議会運営委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、発議第12号「総務産業常任委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、発議第13号「生活文教常任委員会事務調査に関する決議」についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(高村泰徳議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

市長(岩田昭人君) 議員の皆様、本日は慎重なる御審議を賜り、本当にお疲れさまでございました。本臨時会に提出いたしました議案を原案どおり御承認賜りましたことに感謝申し上げます。

先ほどの資料の作成等については、今後十分注意をしていきたいと思っております。

で、よろしく申し上げます。

簡単ではございますが、本臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高村泰徳議員） 本日1日、まことに御苦労さまでした。

これをもって平成25年第1回尾鷲市議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2時45分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会臨時議長

尾鷲市議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員